

貧民のユートピア

——ジェレミイ・ベンサム の貧民管理論

金 田 耕 一

1795年の末頃から、ジェレミイ・ベンサムは当時のイングランドで沸き起こっていた救貧法をめぐる論争に加わった。

救貧法をめぐる三つの立場があった。第一の立場は救貧法を廃止すべきというものであり、ジョセフ・タウンゼンドの『救貧法論』において主張された考え方である。公的扶助は、怠惰に報酬をあたえ労働への誘因を蝕むことによって、貧困の悲惨を減少させるのではなく、逆に増大させている。人口がそれを維持するために入手可能な資源を上回らないようにするために公的救済は廃止されるべきであって、私的慈善だけが「もっとも賢明で分別があり、正義にかなう」救済であるばかりでなく、悲惨を防止するうえで「もっとも効果的な」救済である¹⁾。第二の立場は、救貧税を現在の水準に固定するというもので、フレデリック・イーデンによって提唱された。救済は「もっとも喫緊な必要性がある場合に、極端な欠乏を除去することに限定されるべき」である。救貧税が制限されれば、「賃金は必然的に上昇する。労働者にもっとも有益なやり方で、実際に労働の生産を拡大するのは、全面的に良き経営と経済によるものである」²⁾。第三の立場は、ウィリアム・

ピットが1796年法案で示したものであり、給与補填や家族手当などの戸外救済(Out-door relief)の拡大に代えて、貧民の師弟のための勤労学校の設定、貧民による荒廃地の開拓と保有の許可、病気・老齢保険、定住法の緩和、救貧予算の増大など、救貧政策を拡大しようとするものであり、それは救貧支出のさらなる増大を意味するものであった³⁾。

ベンサムは、救貧法廃止にも抑制にも、そして救貧法の拡大にも反対した。ベンサムの立場は、生存の危機に瀕している困窮者は公共の支出によって救済されるべきであるが、その救済はぎりぎりの生存を保障する水準にまで抑制されるべきである、というものである。そのうえでベンサムは、大規模な貧民救済構想を打ち出した。それは、彼が考案した監獄モデルである「パノプティコン」(Panopticon)の原理にもとづいた「勤労院」において、困窮者を救済するというものである。

本稿では、ベンサムの救貧論と、救貧パノプティコンの構想について考察する。

I 救済の功利主義的根拠

『立法の理論』において、ベンサムは「最大幸福」という立法の目的を実現するための四つの副次的

1) J. Townsend, *A Dissertation on the Poor Laws*, the Second Edition (Gale ECCO Print Edition, 2010), p.98; 高野史郎「J.タウンゼンドの救貧法廃止論について」『明治学院論叢』第211号(1973年)69-88頁。

2) F. M. Eden, *The State of the Poor*, vol.1 (Frank Cass, 1966), pp.486-7, 587; J. R. Poynter, *Society and Pauperism: English ideas on Poor Relief 1795-1834* (University of Toronto Press, 1969), pp.115-116; 吉

尾清「F. M. イーデンの貧困観」『長崎県立大学論集』第28巻第2号, 105頁。

3) S. & B. Webb, *English Local Government*, vol.8 (Frank Cass, 1963), pp.34-39; J. R. Poynter, *Society and Pauperism*, pp.62-76.

目的をあげている。「生存」(subsistence)、「豊富」(abundance)、「平等」(equality)、「安全」(security)である。これらの目的は相互に対立することがあるが、その場合に優先されるべきものは安全と生存である。「安全がなければ平等は一日たりとも続かない」し、「生存がなければ豊富は存在しえない」からである(TL I-124/295頁)⁴⁾。

しかし法律は、つまり立法者は、生存と豊富のためには直接的にはなにもできない。法律がおこなうのは「動機」(motives)をあたえること、すなわち「処罰」(penalties)か「報償」(rewards)をつくりだすことでしかない。だが、人間が生存手段を手にするための動機は、すでに自然によってつくられ、十分な力をあたえられている。その動機とは「欠乏」(want)である。欠乏が、あらゆる種類の苦痛と死の力で「労働を要求し、勇敢さを鼓舞し、将来への配慮(foresight)を促し、人間にあたえられたあらゆる能力を成長させた」(TL I 129/298頁)のである。そして欠乏が満たされた結果としての「享有」(enjoyment)が、あらゆる障害を克服して自然の意図を満たした者にたいする「報償の汲み尽くせない資産」となった。生存については、欠乏の結果としてもたらされる物理的サンクションで十分なのであって、この「自然な動機の恒常的で抵抗しがたい力」に法律が直接加えるべきものはない。法律は、労働する人間を保護し、その勤勉の成果を保障することによって間接的に生存を守ることしかできない。言い換えれば、法律は「労働者にとっての安全」と「労苦の産物の安全」を保障するだけである(TL I 131/298頁)。

⁴⁾ J. Bentham, translated and edited from the French of Etienne Dumont by C. M. Atkinson, *Theory of Legislation, being Principes de Législation and Traité de Législation, civile et pénale*, vols.1, 2 (William S. Hein & Co., Inc. 2007). 仏語版からの邦訳として、長谷川正安訳『民事および刑事立法論』(勁草書房, 1998年)。以下 TL と略記し、巻、頁/仏語版邦訳の該当頁を記す。

同じことは豊富についても言うことができる。生存へと人間を動機づけた欠乏と享有とが、欲望の拡大とともにさらに新しい行動を生み出し、人間を労働に駆り立てる動機を強め、さらに大きな報償をあたえる。したがって豊富にとっても、生存を追求させることになった自然の動機の力以上に必要なものはないのであり、また「豊富が増大するにしたがって生存もより確実なものとなる」のである(TL I 132/299頁)。

法律の主たる目標は、「安全の配慮」にほかならない。「法律がなければ安全はないのであり、したがって豊富もなければ確実な生存さえない」(TL I 142/308頁)。ベンサムは、法律によって保障される安全の意義を説明するために、野蛮状態において飢餓と戦い、生存競争にあけくれる「残忍な野獣」としての人間の境涯を想像するようにもとめる。そこでは豊富と生存の資源は「次第に減少し、最後にはまったく消滅」する。法律だけが、「あらゆる自然な感情が一体となってもなしえなかったことをなしえた」(TL I 143/308頁)。法律だけが、「所有」(property)を確実なものにし、将来のためにそなえて労働することを促し、生産の苦痛を強いられることなく他人の労働の成果を享受しようとする怠惰な者たちの策略と不正直から、労働の成果を守ることを可能にするのである。

動物とはちがって、人間にとって苦痛と快樂は現在にかぎられるものではない。人間は、未来に生じることについても苦痛と快樂を感じる。したがって、現在の所有の損失から免れることを保証するだけでなく、将来における損失から免れることをも可能なかぎり保証しなければならない。「期待」(expectation)とよばれるこの予感、あらゆる「行動の一般的計画」(general plan of conduct)の形成を可能にする不可欠な前提である。期待によって「生命の持続を構成している継続的瞬間が、いわば孤立した、独立した点ではなく、連続する全体を構成する部分」となる。期待は、私たちの現在の存在を未来の存在につなぐ鎖

である（TL I 144/309 頁）。安全の原理には、この期待の維持が含まれる。期待が裏切られることは苦痛である。そして所有（property）にかんする安全とは、富の享有についての法律にもとづく期待である。「そのような期待に、立法者は最大の敬意を払う義務がある。なぜならその期待は彼がつくりだしたものだからである」（TL I 147/312 頁）。所有を守ることは社会の幸福に不可欠であるし、その期待を裏切るとは悪である。

では平等についてはどうか。ベンサムは、安全と平等のあいだに対立があることをはっきりと認識していた。なによりも立法者は「それが現に確立されているように配分を維持すべき」である（TL I 157/320 頁）。なぜなら、現に確立された配分を変えることになれば、安全も勤勉も幸福も存在しなくなるからである。「安全と平等が対立する場合には、一瞬も躊躇してはならない。平等が道を譲らなければならない。安全は生活の基礎である。生存、豊富、幸福はすべてそれに依存する」（TL I 158/320 頁）。たしかに平等は一定程度、人びとの福祉（well-being）の改善に影響をあたえる。しかし、財産の平等を確立しようとして所有が転覆されることになれば、社会は野蛮状態にもどり、ふたたび安全も勤勉も、豊富もなくなるだろう。ベンサムは言う。「平等の確立は空想にほかならない。人のなしうることはせいぜい不平等を減らすことだけである」（TL I 158/320 頁）。

たしかに社会の富を多数の人民に平等に配分すれば、幸福の総量はそれだけ大きくなるだろう。しかし、一定期間ごとにすべての財産が平等に分割されるとすれば、その確実な帰結としてもはや分割されるべき財産がなくなるであろう。「その分割によって利益を得るとされた人びとが、財産を抛出することを強いられた人びとと同じように、苦しむことになるだろう。労働する者の取り分が怠惰な者の取り分と同じだけになるならば、勤勉への動機はなくなるだろう」（TL I 127/296 頁）。所有の安全が脅かされれば、富を生み出すために必要な勤勉への動機もなくなり、将来のた

めに富を蓄積する動機もなくなる。たとえ富める人びとが享受している豊かさが貧しき人びとに配分されたとしても、それは彼らの幸福をわずかに増大させるにすぎない。そしてそのような配分は所有の安全を脅かすことになるばかりではなく、すべての人びとの生存を危機にさらすことになるだろう。したがって、「絶対的な平等は絶対的に不可能である」とベンサムは言う⁵⁾。ベンサムが認めるのは、安全を損なわないかぎりでの平等、つまり所有への期待が裏切られない範囲内での平等である。彼が反対するのは完全な平等の実現、つまり私的所有制度の解体である。

安全と平等の対立は最終的には時間によって調停される、とベンサムは考えていた。農業、工業、商業の発展によって平等は漸進的に実現してゆく。労苦なくして享樂をもとめる富裕な人びとがやがて怠惰で身もち崩す一方で、窮乏に苦しむ貧しい人びとは労働と儉約に喜びを見いだすことになるだろう。革命も動揺も騒乱もなく、大きな資本が少しずつ分割され、やがて大多数の人間が適度な財産の恩恵にあずかることになるだろう。「このようにして、安全は最高の原理としての地位を保ちながら、間接的に平等に貢献することになる。しかしながら、平等がわれわれの社会組織の基礎として受け容れられるならば、それ自体と安全を同時に破壊することになるだろう」（TL I 162/324 頁）。

しかしそうであるとすれば、眼前にいる貧しい人びと、いまここで飢えに苦しみ、生存の危機に瀕している人びとはどうなるのか。そうした人びとの境涯についてベンサムが考えていないわけではけっしてない。「社会的繁栄が最高潮に達したとしても、きわめて多数の市民は日々の労苦以外に生計の手段をもたないだろう。したがって彼らはつねに貧困の縁に立たされており、なんらかの偶発的な出来事、通商の変動、自然災害、とりわ

⁵⁾ J. Bentham, J. Bowring ed., *The Works of Jeremy Bentham*, I (William Tait, 1843), p.361.

け種々の病気によって、つねに貧困の深淵に落ち込む危険があるだろう」(TL I 167/328頁)。社会のこのような側面は「なによりも悲しい」ものである、とベンサムは言う。社会のさまざまな害悪は、貧窮と隣り合わせに生を営む人びとを、悲惨な死という深淵に向かって「慣性の力」で引き寄せる。その力に抗うためには「絶えざる努力」が必要とされる。しかし懸命に努力しているにもかかわらず、「もっとも勤勉な人びと、もっとも有徳な人びと」でさえも、たった一度足を踏み外しただけで「その深淵に滑り落ち、不幸の奈落へと放り込まれる」のである。ここでベンサムは貧困を、個人の勤労と徳性はかならずしも関係のない偶然、失業、災害、病気といった、それゆえ誰もが見舞われる可能性のある抗いがたい「運命」として描いている。

人びとの生存を脅かすこれらの諸悪に対抗するためには、法律を別にすれば、ふたつの方法しかない。とベンサムは指摘する。ひとつは「貯蓄」(saving)であり、もうひとつは「自発的拠出」(voluntary contribution)すなわち「慈善」である。これらの方法が十分であるとすれば、法律によって貧民を救済することは必要ではないし、むしろ控えるべきである。「貧困にたいして、勤労とは無関係に援助を提供する法律は、いわば勤労それ自体に反する、少なくとも儉約に反する法律である。勤労と儉約の動機は現在の必要であり、それには将来の欠乏にたいする恐怖がともなっている。法律がこの必要と恐怖をとりのぞくとすれば、浪費と怠惰を奨励することになるだろう」(TL I 169/329頁)。公的救済にたいして根深い社会的反感が存在し、おおくの非難が集まるのは、至極当然のことなのである。しかし貯蓄と自発的拠出という方法は、実際には十分ではないとベンサムは論じる。

大多数の人びとは「勤労の最大の努力」をもってしても日々の生活さえ維持できない状態にあり、それゆえ将来のために貯蓄することなどとも考えられない。たとえ毎日の労苦によって日々

の出費をなんとかまかなうことができるとしても、将来にそなえて貯蓄をすることはやはりできないだろう。将来の必要にそなえることができる人びとはほんのわずかしかないのである。しかし幸運にも貯蓄ができる人びとは、貧困をある種の「犯罪」とみなしがちである。そのような人びとは「儉約は義務」なのであって、「貧困と死」も純粋な悪というよりは「浪費への戒め」であると主張するだろう。

しかしベンサムは、貧窮を浪費という悪徳にたいする正当な処罰であるという見解には異を唱える。ここで浪費家とみなされている人びとは、自分の境遇のうちに見いだすことのできるわずかな享楽を拒むことができず、また自覚的な精神の努力によって誘惑に打ち勝つという困難な技術をしらなかつた「不幸な人びと」にすぎない。それどころか彼らの貧苦と死は、労働者階層にたいしてなんの道徳的教訓ももたらさないだろう。彼らは、「原因としての無思慮」と「結果としての困苦」の関係を正しく把握しているわけではないので、同胞がむかえた破局を予見しえなかつた偶然の出来事に帰するだけである。非常な困難に陥ることになった同胞の境遇も、彼らにとっては「人間の思慮の虚しさ」の証明としかならない。たしかにそれは「誤った推論」である。しかし「頭よりも手を使うことをもとめられている階層の人間において、たんなる論理の誤謬、たんなる反省能力の欠如はそれほどまでに厳密に処罰されなければならないことだろうか」と、ベンサムは問う(TL I 171/330頁)。いずれにしても、貯蓄という方法は、多くの人びとの場合には十分なものにはなりえない。それゆえ彼らに極度の貧窮や死という処罰を課すことは適切であるとは言えないのである。

「自発的拠出」についても、多くの欠陥があるとベンサムは指摘する。第一に、それは不確実である。貧窮する者たちに寄付を拠出する人びとの財産や気前のよさ次第で、その額は日々変動する。寄付が不十分であれば悲惨と死が待っているし、

多すぎれば怠惰と浪費を促すことになるだろう。第二に、負担が不平等である。貧民にたいする援助は、「社会のもっとも人間的で有徳なメンバー」によってなされる一方で、吝嗇な人びとはあれこれ理由を言い募って援助を拒否するだろう。したがって自発的寄付は、結果的に「利己主義を許し、人間性というすべての徳のなかでもっとも重要な徳に課せられる処罰」となる（TL I 172/331-2頁）。第三に、配分が困難である。たとえ拠出金が豊富であったとしても、それが人びとの真の必要におうじて配分される保証はない。その結果、「無計画な慈善による配分」が生じ、最大の配分を受ける者がかならずしも「謙譲の美德」をもつ者や、「真の貧困」にあえいでいる者ではないという事態が生じる。この配分において成功するためには「かけひきとちょっとした策略」が必要であり、「しつこくねだり、媚びへつらい、嘘をつき、時におうじて浅はかさといかさまを混ぜ合わせてその手口を変えることができる者」が、「面目を保っている有徳な貧民」よりも多くの施与を得ることになるだろう（TL I 173/332頁）。

拠出金を共通基金として、責任ある人間によって配分することも考えられる。しかし、この方法は気前のよさを減じる傾向にあるとベンサムは指摘する。そこには慈善につきまといがちなる感情が作用する。共通基金への施与では贈与にともなう「快楽や敬意」を施与者が直接享受することができない。貧苦にあえぐ人を直接目の当たりにし、その人にみずから手で施しをすること、そして感謝の言葉を聞くという人格的な関係こそが、慈善という行為を基本的に動機づける。このような直接的な関係の不在は、施与者の感情を冷ましてしまうだろう。「私が個人的にあたえるものは、私の感情が溢れ、ある貧しい人の叫びが耳に鳴り響き、自分以外には彼の苦境を救える人間がない時に、私にあたえるのである」（TL I 173-4/333頁）。したがって貧民全体という多数者を対象とする基金よりも、特定個人を対象とする基金のほうが施与を集めやすい。しかし問題は、

恒常的に援助されなければならないのは特定個人ではなく貧民全体だということである。

かくしてベンサムは、「恒常的な拠出金」すなわち課税によって、生活の必要資料を欠いているすべての人びとのための救済のシステムを設立すべきであるという「一般的原理」を導出する。それは貧民に一定の権利（title）を認めることである。この権利は、第一に、功利の副次的原理である生存によって正当化される。「この〔貧民の〕定義から、貧困者の権利は、余剰の富の所有者の権利よりも強い、ということが導出される。最終的に飢えに瀕している貧民にふりかかる死の処罰は、つねに、その富の余剰の一部を奪われることによって富者にふりかかる期待の失望という処罰よりも、つねにより深刻な悪であるからである」（TL I 174/334頁）。

さらに貧民の救済は安全という観点から、すなわち「違法行為を防止する間接的手段」として正当化される。貧窮に苦しむ人びとを放置することは、社会の安全を脅かすことになるだろう。「生存の手段を奪われた人間は、もっとも抗いがたい衝動によって、その欠乏を補うことになるであろう。あらゆる種類の違法行為（offence）を犯すように駆り立てられる。この刺激がある場合には、処罰の恐怖でそれに対抗することは無益である。飢えよりも辛いものになりうる処罰はほとんどないのであり、法的処罰の不確実性と遠さを考慮すれば、おそらくこれほど辛く思えるものはない。それゆえ、そのような刺激の結果を回避する唯一確実な方法は、それを必要としている人びとに生活の必要資料をあたえることであることがわかる」（TL II 210/610頁）。

したがって、救貧法を廃止したり、必要以上に抑制したりすべきではない。しかしながら、法的拠出、つまり強制的拠出の範囲は、「純然たる必要」を超えるべきではない。それを超えることは、「怠け者の利益のために勤勉に課税する」ことになるからである。むしろ重要なことは、貧民をただ生きながらえさせるだけでなく、彼らに仕事をあ

たえることである。貧民が「額に汗して」生計を立てるように強制することは、共同体全体の利益になると同時に貧民自身の利益にもなる。「怠惰の賃金はけっして勤労の報酬ほど甘いものではない」のである (TL II 211/611 頁)。

ベンサムは、貧困ゆえに生存の危機に陥るのは、かならずしもその個人の責任ではないことを認める。それゆえに、すべての貧しい人びとの生存を維持することが立法の役割であり、国家が無視してはならない責任であると確信していたのである。そして、課税による救貧のシステムの必要性を訴える。しかしベンサムは、「拋出金を課し、その配分を統御する」システムの詳細については述べておらず、それは「政治経済学」に属することであるとしている。では彼の救貧にかんする政治経済学はいかなるものなのだろうか。

II 救済パノプティコン

ベンサムは「貧困」(poverty) と「困窮」(indigence) とを明確に区別する。「貧困とは、生存を維持するために労働に頼らなければならないすべての人びとの状態である。困窮とは、財産をもたないが……同時に、労働することができない、あるいは労働しても生活の必要資料 (subsistence) を獲得できない人びとの状態である」。したがって貧困とは、「自然的で、原初的で、一般的で、不変の人間の運命」であって、それから抜け出すことはほとんどの人びとには不可能である。「労働が富の源泉であるように、貧困は労働の源泉である」。したがって、「困窮は悪であるが、貧困は……悪ではない」(PL I, 3)⁶⁾。ありあまる財産をもつ者を別にして、誰もがみずからの生存を維持するために労働しなければならないのであり、誰も彼らを憐れむことなどしないし、そ

の境遇を改善することはできない。貧困者を救済することは不可能であるし、また愚かなことである。これにたいして困窮とは、いかなる理由であれ生存の危機に瀕している状態であり、困窮者だけが憐れみに値し、救済されるべき人びとである⁷⁾。

困窮者以外の人びとを公的に扶助することは、正義、経済、個人の福利の観点から望ましくない。ベンサムは考える。彼らを扶助するためには、強制的に勤労者の労働あるいは労働の産物に課税しなければならない。それは所有にたいする「不必要な侵害」であるがゆえに正義に反する。また課税は、「国家の富裕のストック」に悪影響をもたらす。働からなくても同じだけの生計を得られるのであれば、誰もが働かなくなるだろう。そして、扶助をうける個人の長期的な福利にも反する。不必要な救済は勤労の習慣を蝕むからである。「勤労の習慣は豊かさと幸福の源泉」であり、「怠惰の習慣は……困窮と悲惨の原因」である (PL I 45)。

しかし、なぜ困窮者は救済されるべきなのか。困窮者に救済を受ける「自然権」(natural rights) があるわけではない。ロック的な自然権という概念はベンサムにとってまったく「無意味な言葉」であり「大言壮語のナンセンス」であると述べたことはよく知られている⁸⁾。もっともベンサムは、困窮者、一般に貧民が救済をうける実定法上の権利をもっており、200年にわたるエリザベス救貧法をつうじて貧民はその権利を享受してきたことを指摘する。そのような法的慣習にもとづいて、労働者階級は困窮という不測の事態においては、財産所有者への課税によって生計を享受するという正当な期待を生んでいる。「……困窮者の生存の権利は、所有する者の財産への権

⁶⁾ J. Bentham, M. Quinn ed., *The Collected Works of Jeremy Bentham: Writings on the Poor Laws*, vols. 1, 2 (Clarendon Press, 2001, 2010). 以下、それぞれ PL I, PL II と略記したうえで頁数を記す。

⁷⁾ J. R. Poynter, *Society and Pauperism*, p.119.

⁸⁾ J. Bentham, "Nonsense upon Stilts," in P. Schofield, C. Pease-Watkins, and C. Blamires eds., *The Collected Works of Jeremy Bentham: Rights, Representation, and Reform* (Clarendon Press, 2002), pp.319-75.

利、つまりもっとも富裕な者の富裕への権利と同じように強い基盤のうえに立っているように思える」(PL I 21)。

しかし、ベンサムは実定法上の権利を理由にして公的救済を正当化したわけではない。なぜ困窮者は救済されるべきなのかという問いにたいしてベンサムがあたえた答えは、「共通の人間性」(common humanity)と「公共の安全」(public security)である。「文明化された政治的共同体においては、いかなる個人といえども生活の必要資料の欠乏によって直接的に悲惨な死をとげるということは、共通の人間性にも公共の安全とも一致しない」(PL I 10)。

共通の人間性が公的救済の根拠になるとベンサムが確信していたかどうかについては疑わしい。共通の人間性を功利の原理から導くことは困難だからである。むしろベンサムは、救済を慈善に委ねるべきであると主張する論者への反論のレトリックとして、共通の人間性を持ち出したのだと考えられる。困窮する者が餓死してゆくのを目にして、その苦痛に共感することは、彼らを救済しようという強い動機になるだろう。しかしだからといって、救済を私的慈善に任せることはできない。それは困窮者の運命を富者の「気まぐれ」(caprice)に委ねることになるからである⁹⁾。私的慈善は、富裕な者が「救済に値する」(deserving)と考える者にあたえられ、「救済に値しない」(undeserving)と考える者にはあたえられない。結果的に「救済に値しない」者は悲惨な死を免れないことになる。私的慈善にともなう自由裁量の要素は、共通の人間性という目的には合致しない。ベンサムは、私的慈善はその動機が共通の人間性

によるものであるにもかかわらず、その目的を確実に果たすことはできないのだと主張することによって、救貧法廃止論者と制限論者に反論する。悲惨な死は、「その目的に十分な一定の救済基金という手段によってしか十分な程度の確実性をもって防止すること」はできない(PL I 19)。これがベンサムの用いたレトリックである。

公共の安全について言えば、すでに述べたように、生存手段を奪われた人間が犯罪に手をそめる危険性は高い。目前の死の苦痛に直面した人びとに援助をあたえなければ、絶望によって彼らは自分たちの生存を確実なものにするために「詐欺あるいは暴力」に訴えるからである。「確実な死が無実の者たちの運命であり、死刑であるにせよそうでないにせよ、処罰の見込みだけが犯罪者の運命であるとすれば、そのような[飢えという]急迫した事態において、詐欺であるにせよ暴力であるにせよなんらかの手段で生きながらえようとするのが、予想されないだろうか」(PL I 10)。そうしたリスクを避けるためには、困窮者には公的救済をあたえるべきである。

とはいえ、救済は無条件にあたえられるべきではない。「もしも自分で所有する財産をもたないで、他人の労働によって生計を維持している諸個人の境遇が、自分自身の労働によって生計を立てている人の境遇よりも望ましいもの(more eligible)になるとしたら、その場合には、このような事態の存在が確実なものになるにつれて、所有を欠いている諸個人は次第に自分自身の労働によって生計を維持する人びとの集団から離れ、他人の労働によって生計を維持している人びとの集団に入ってゆくことになるだろう。そして現在のところ多かれ少なかれ独立した富を所有する人びとにかぎられている類の怠惰が、そのようにして、遅かれ早かれ、永続的な生存に必要な消費の貯蓄の永続的再生産がその労働にかかっている、多くの数のすべての個人にまで広がるだろう。そして最後には、誰のためにも、労働する人はひとりもいなくなるだろう」(PL I 39)。

⁹⁾ ベンサムは「功利の原理」に対立するものとして「共感と反感の原理」をあげ、それは「気まぐれの原理」「名前だけの原理」であって「すべての原理を否定するために用いられる言葉にすぎない」と批判する。J. Bentham, *The Principles of Morals and Legislation* (Hafner Press, 1948), pp.13-14, 16. 山下重一訳「道徳および立法の諸原理序説」『世界の名著 49 ベンサム・J.S.ミル』(中央公論社, 1979年)所収, 94, 99頁。

他人の労働の成果によって生活することができるようになれば、再生産はおこなわれなくなる。再生産がなければ、結局のところ誰も救済をうけることができなくなるだろう。「それゆえ、公的支出によって生計を維持する人の境遇が一般に、自分自身の支出にとって生計を維持する人のそれより全体として望ましく、そうした人びとの境遇がまったく望ましくないとしたら、社会の崩壊は不可避な帰結となるだろう」(PL I 39)。そのような事態を避けるためには、公的救済をうける者の境遇を、最低の生活をしている独立した労働者のそれよりも望ましくない (less eligible) 程度にまで抑制する必要がある。救済は「生活の絶対的必要」(PL I 40) を超えるものであってはならない。一般的に言えば、独立して生計を営んでる人びとの生活水準が、生活の絶対的必要を超えることはないからである。

この、いわゆる「劣等処遇の原理」(Principle of Less-Eligibility) によって、勤勉かつ真面目で「救済に値する貧民」と、怠惰で墮落した「救済に値しない貧民」という道徳的区別を、ベンサムは回避することができる¹⁰⁾。救済をあたえるべきか否かの基準となるべきは実際に救済の必要があるかないかという点であって、慈恵をあたえる者の「気まぐれ」な道徳的判断 (それはしばしば功利の原理とは一致しない) ではない。そして、独立して生計を営む労働者の境遇よりも「望ましくない」境遇のもとであっても公的救済をみずから望むという事実こそが、救済の必要の実際的な証明となる。ベンサムは気まぐれで主観的な道徳的判断ではなく、「厳密で客観的な原理」にもとづいて、公的救済のシステムを確立しようとしたのである¹¹⁾。

ベンサムは『貧民管理の改善概要』において、大規模な貧民救済計画の構想を提出した。この計

画では、救済事業の全体は東インド会社をモデルにして組織された「全国慈善会社」(National Charity Company) によって統括される。「南ブリテン全体をつうじて、貧民の関する経営は単一の権限に付託され、費用は単一の基金によって賄われる」(PL II 488)。この会社は私的な拠出金と救済税から移転される政府の補助金によって運営される共同出資会社 (Joint-stock company) であり、その理事会には「重荷となっている貧民の全体」にたいする広範かつ集中的な権限と義務があたえられる。全国慈善会社は南ブリテンの各地に勤労院 (Industry-house) を建設する。勤労院はどこにいようと半日かければ徒歩で行くことができるように全国に均等に配置され、2000人規模の施設を250設立して50万人の貧民を収容することを手始めに、20年後には500の施設に100万人が収容されることになる。それほど数多くの大規模な勤労院を必要とするのは、建物の建設、管理、分業、供給において、規模の経済が働くようにするためである。それぞれの勤労院は民間契約による「請負制」(contract system) によって運営される。ベンサムが目指したのは、全国規模での私的救済事業を、公的管理のもとで統一的におこなうことである¹²⁾。

勤労院は、彼の考案した監獄システムである「パノプティコン」(Panopticon) の原理にもとづいて建設される。ベンサムは、パノプティコンという建築様式が監獄だけでなく「勤労院、ワークハウス、救済院、工場、精神病院、伝染病隔離施設、病院、学校」に適用可能なモデルであり、「品行を改善し、健康を維持し、勤労を促進し、教育を普及し、公的負担を軽減し、経済をいわば盤石なものにし、救済法という難題の結び目を断ち切るのではなく、それを解く」ことを可能にすると

¹⁰⁾ ただし「劣等処遇の原則」という用語自体はベンサムのものではなく、ウェブによるものである。S. & B. Webb, *English Local Government*, vol.8, pp.56-69.

¹¹⁾ J. R. Poynter, *Society and Pauperism*, p.127.

¹²⁾ 小松佳代子「J. ベンサムの National Charity Company 構想——功利・慈善・教育」『流通経済大学論集』第36巻3号(2002年)2頁; 重森臣広「ベンサムの救済事業論」『法学新報』第107巻第3, 4号(2000年)240-2頁。

う¹³⁾。それは中央の監視塔とその周囲に配置された監房からなっており、監視塔からはすべての収容者の行動を一望のもとにおくことができる。この周到に考案された建築形式のもとで、労働と生活規律が厳格に守られるように収容者は絶え間ない監視にさらされるのである¹⁴⁾。

ベンサムは、勤労院での居住と能力に応じた労働を公的救済の絶対的条件とする。「勤労院に入所し……その費用を支払うという条件なしには、いかなる救済もない」(PL II 521)。勤労院のシステムにおいては「院外救済」(ベンサムは「自宅給付」(home-provision) という用語を使う)はいっさい認められない。既存の救貧法体制のもとでは、自宅に居住する貧民にさまざまな扶助があたえられ、貧民はその生計の一部を労働から、また一部を公的救済から受けていた。そのため「独立した貧民」(independent poor) と「被救恤民」(pauper) を分ける明確な一線はなかった。しかしベンサムの構想では、ふたつの集団のあいだにはっきりとした一線が引かれ、文字どおり物理的に分離される。このことによって、救済をうけるすべての人びとの「概念と地位」が変わってしまう。結果的に、救済の受給者は、勤労院に入所した被救恤民だけにかぎられるのである¹⁵⁾。

勤労院の経営の基礎となるのは、「義務利益結合の原理」(Duty and Interest junction principle) である。勤労院の経営者にその義務を遂行させるために必要なことは、義務を遵守することが同時に利益になるようにすることである。経営者の義務とは、その監督下にある者にたいしては「人間性」(humanity) であり、慈善会社にたいしては

「経済性」(economy) である。人間性を確保するためにもっとも効果的な手段は「公開性」(publicity) であり、それによって勤労院における人間性に反する行為は社会に知られるところとなり、「法律の譴責と世論の非難」をうける。その一方で、経済性を確保するうえでもっとも効果的な手段が「請負制」である。請負業者はそのすべての利益をうけるとことができると同時に、そのすべての損失を負わなければならない(PL II 515-6)。

「義務利益結合の原理」は勤労院の職員たちにも適用される。たとえば、院長はじめとして職員は出産時の女性の死亡ごとに金銭的な処罰をうける。または職員は、毎年の子供の生存に応じて手当てをうける。このように利益と関係づけることでのみ経済性と人間性とは両立する、とベンサムは主張する。「これは純粋で効果的な人間性がとりうる唯一のかたちである。不可欠な資格として利害関係がないことに固執する考え方は、……その源泉においては尊敬すべき考え方ではあるが、想像しうる性向のなかでもっとも有害なものである。利害関係がないということを……その基礎に据えているあらゆる経営システムは、その根底において腐敗し、結果として一時的に成功するが、長期的にはかならず崩壊する。行為の原理はきわめて信頼できるものであり、その影響は人類においてきわめて強力であり、きわめて不変であり、きわめて統一的であり、きわめて永続的であり、きわめて一般的である。個人的利益こそがその原理である。それ以外の基礎のうえにつくられた経済のシステムは、いかなるものであれ砂上の楼閣である」(PL II 517)¹⁶⁾。

勤労院では、「全員雇用原理」にしたがって働くことができる者は誰もが働かなければならない。まったく働く能力がない者、利益を生み出すことができない者はわずかしかない、とベンサ

13) Jeremy Bentham, J. Bowring ed., *The Works of Jeremy Bentham* IV (William Tait, 1843), p.39.

14) パノプティコンにおける監視と規律訓練についての分析は、Michel Foucault, *Surveiller et Punir* (Gallimard, 1975).『監獄の誕生——監視と処罰』田村淑訳(新潮社、1977年)を参照。

15) G. Himmelfarb, "Bentham's Utopia: The National Charity Company," *The Journal of British Studies*, vol.10 (1970/71), p.88.

16) ベンサムの「義務結合原理」については、R. Harrison, *Bentham* (Routledge, 1983), chap. 5を参照。

ムは言う。寝たきりの者でも、目が見え話すことができるのであれば検査することができる。目が見えなくても、毛糸を紡ぎ、編むことができる。「本当の無能力というのは相対的なものでしかない」(PL II 518-9)。ベンサムは、収容者の労働から最大の利益が生まれるようにするため、細心の工夫をこらす。仕事と場所を移動するための時間を節約し、能力に制約のある者ができる仕事を増大させるために分業が徹底される(労働分割原理)。女性でもできる仕事には男性を使わず、子供でもできる仕事には大人は使わないことによって、個人の能力を最大限に活用する(雇用割当原理)。たとえ勤労院以外では生計を立てるだけの収入を得られない人びと一病人や盲人、肢体不自由者、老人、狂人など一でさえ、勤労院では「生計を上回る収入を得ることができる」(PL II 522)。このようにしてベンサムは、収容者のもつすべての時間と能力の断片が効率的に労働と利益へと向けられるようなシステムを構想するのである。

ベンサムは、収容者の労働の動機づけとしてさまざまな原理をあげている。まず、「勤労院に入ってその経費を労働によって支払ったとき以外には救済しない」という「自己解放原理」である。「働けば働くほど早く勤労院を出ることができるし、働きが少なければそれだけ長くとどまらなければならない」。怠惰であることはそれだけ収容者にとっての不利益となるのである。しかしそうなれば、「勤勉と自由」よりも「怠惰と監禁」を好む者が、勤労院に居続けることになるだろう。そこで第二に、「稼得先行原理」が組み合わされる。まず労働によって対価を稼がないかぎり、食事があたえられない。このような厳しい原理がなければ、怠惰な者はなにもしないだろう。「自己解放原理と稼得先行原理を状況におうじて組み合わせることによってのみ……自発的な慈善は勤勉と一致し、強制的な慈善は正義と一致する」のである(PL II 522)。さらに稼得におうじた支払いをする「出来高払いの原理」、金銭的なインセンティブによって競争を促進する「特別割増原理」、優

秀な者には特別な処遇をあたえる「名誉報償原理」が組み合わされる。そして最後に、個々人の労働の成果を正確に測定するために、仕事を細分化する「仕事分割原理」が加えられる(PL522-4)。仕事をできるかぎり小さな単位に分割することによって、各人の貢献が評価できるからである。これらの諸原理は、「義務と利益結合原理を多様に適用したものにはすぎない」とベンサムは述べる(PL II 521)。「慈善が自的であり、経済は手段にすぎない」(PL II 637)とベンサムは言うが、利益が至高の目的になっていることは明らかである。

このような労働による規律訓練を徹底するためにベンサムは、「あらゆる人とあらゆる物が、一瞬のうちに見え、手の届くものになる」(PL II 544)のような「帳簿管理」(book-keeping)を導入する。「ここで提案されているような規模と数の救貧院システムにおいては良き帳簿管理が良き管理がおこなわれるための要である」(PL II 541)。帳簿管理の対象はたんに「金銭」だけではない。その対象は収容者の「健康」「快適」「勤勉」「道徳性」「規律」におよぶ。帳簿は「收容人員」「在庫」「健康」「行動」「連絡」に分けられ、「行動」帳簿はさらに「不満」「非行」「処罰」「功績」帳簿に分けられる。厳格な規律とパノプティコンという特殊な建築構造のおかげで「非行はたちどころに知られるところになり」、非行、申し立て、裁判、判決という裁きの全過程が、「不正なく」またたくまに遂行されることになるのである(PL II 547-8)。

収容者の生活維持にかかる経費は、最低限にまで切り詰められる。言うまでもなく、院外にいる最貧の者の境遇よりも院内の被救恤民のそれを「より望ましい」ものにしないためである。食事については、「生命と健康の必要が唯一の基準」となる(PL 530-1)。既存の救貧院においては肉が「過剰」に供されているが、勤労院においては野菜だけの食事よりも肉と野菜の食事の方が健康と体力に有益かどうか、またどの程度の割合が有

益かについて、あるいはまた、1日3食を2食にすることができるかどうかについて興味深い「実験」がおこなわれるだろう。パンは不経済なので、ライ麦や大麦、オーツ麦、えんどう豆に代えられる（PL II 531-533）。衣服は十分な暖かさが得られ、無駄な装飾がなく、もっとも安価な制服と木靴が「整然さのみならず、区別と識別」のために支給される。「兵士は制服を着るのに、なぜ非救恤民が着ないのか。兵士は国を救っているのに、国に救われている者がなぜ着ないのか」（PL II 535）。

勤労院の収容者は3種類に分けられる。病人、子供を抱えた者、一時的失業者、定期的失業者などの「出入りする労働力」、雇用に困難がある前科者や容疑者、乞食などの「長期滞在労働力」、そして未成年の徒弟からなる「永住労働力」である。

未成年者については徒弟契約を条件にして救済があたえられる（徒弟原理）。「通常子供が徒弟契約をむすぶことのできる年齢になった被救恤民には、成人に達するまでの徒弟契約を会社と結ばないかぎり救済をあたえない」（PL II 526）。彼らは「徒弟の資格」で、男は21歳あるいは23歳まで、女は21歳あるいは19歳まで会社に奉公しつづけなければならない（PL II 489）。その利点は、徒弟期間の雇用を保障すると同時に、彼らに知的・道徳的・宗教的教化をあたえ、悪徳と犯罪からのたしかな安全となる「体系的な儉約の習慣」のもとに育てることができることである。徒弟には教育をうけ、見習い期間をへたのちに昇進して有給の職員となる道も開かれている（PL II 526）。

ベンサムは徒弟の労働に大きな期待を寄せていた。「すべての未成年の被救恤民の労働による生産は増大してゆく」（PL II 489）。徒弟は長く勤労院にとどまることから見ても、また適切な教育をうける適性があることから見ても、「会社の利益追求の仕組みの主要な基礎」（PL II 538）である。徒弟の労働から得られる利益は、ほかの収容者に期待しうるものよりも「はるかに有益」（PL

II 561）であり、20年後には「現在の救貧税の総額を上回る」（PL II 526）ことになるだろう。その一方でベンサムは、貧民にとって子供が重荷であることを力説する。労働者階級においては、親の「時間、機会、知性そして資本の欠如」ゆえに、利益を産出するはずの子供の「自然的価値」の大部分が失われている。「子供の金銭的価値」は一般に低く見積もられており、「平均的な子供に積極的価値を付与すること」が重要な課題である。この課題を解決することは「国家にとって富と人口、そして幸福の汲みつくすことのできない源泉」となるのであり、ベンサムの構想こそが唯一の解決策なのである（PL 539）。ベンサムは、4歳になれば子供は働くことができ、その労働から利益をあげることができると考えていた¹⁷⁾。

子供たちは悪影響を受けないように大人から慎重に隔離される。未成年者のなかでも、勤労院で生まれた子供である「生来の」徒弟、あるいは幼いうちに入所した「半生来の」徒弟は、大人や新たに入所した徒弟、一時的入所者などから「分離」して収容される。そうした連中は「俗世間を実際以上によく言うことによって〔ほかの収容者の〕解放への願望を呼び起こす」からである（PL II 498）。「満足させられない欲望」を抱くことそれ自体を挫くことによって、勤労院は子供たちに「体系的な儉約」の習慣を植えつけることが可能となる。子供たちは親からも隔離されなければならない。父親と同じ勤労院に入所している子供たちは、「慰めと満足のために」定期的に父親との面会を許されるが、「彼らを墮落から守るために」職員あるいは保護者の年長者の立会いがないかぎり会話は許されない（PL II 578）。

子供たちには労働が課されるだけでなく、教育もあたえられる。教育の目的は「人生の適切な目的である幸福（well-being）以外のなにものでもない」。それは、教育をうける個人の幸福であると同時に、その費用と世話を負う会社の幸福でも

¹⁷⁾ G. Himmelfarb, "Bentham's Utopia," p.101.

ある。そして教育は、「活動的な仕事」に従事している時間と仕事をしていない「休息」の時間からなる「個人のすべての時間」にわたっている(PL II 551)。しかし、勤労院における教育の大半は仕事の遂行をつうじてあたえられるのである。まったく活動的な仕事をしない時間である休息の量は「健康と頑健さに十分な最小のもの」であるべきである。「睡眠は生活ではなく、生活の中断である。眠ることなくベッドに横たわめることは息抜きの習慣であり、それゆえ身体健康には有害である。そしてそれが怠惰であるかぎりにおいて、道徳的健康にも有害である」(PL II 552-3)。仕事は生産的労働であることが重視される。「毎日の休息、栄養摂取、清潔さ、宗教に割り当てられる時間」を例外として、すべての時間が生産的労働に向けられる。知的訓練がどの程度の時間、子供にあたえられるかについてベンサムは詳しく述べていない¹⁸⁾。しかし、このような教育の結果として、会社が保護する子供の境遇は「明らかにみずから生計を営んでいる貧民の子供の境遇よりも、あるいは最高の収入をえている階級の子供のそれよりも望ましい」ものになるだろう、とベンサムは結論づける(PL II 618)。

ベンサムは勤労院における子供の数を増やすことをとりわけ重視した。子供は会社の主要な利益の源泉だからである。徒弟には「健康に反しないかぎりのできるだけ早い時期」の結婚が奨励される。明らかな幸福を最大化することが、行為の合理的計画の唯一の目的である。幸福を最大化するためには楽しみを最大化することであり、楽しみを最大化するためにその期間を最大化することであり、その期間を最大化することはその開始をより早くすることである。したがって、結婚できる状態にありながら独身で過ごしているすべての時間は「幸福の多大なる損失」なのである。通常の

生活においては早婚につきまとう多くの「不都合」が勤労院では除去される。儉約によって、また雇用と育児が保障されることによって、金銭的困難は取り除かれるだろう。「自己統治のみならず家庭の統治の仕事」のためには知的かつ道徳的能力が必要であるが、結婚した徒弟も以前と同じ「支配」(subjection)のもとにおかれるので、「自己統治にともなう諸困難」も除去されるだろう。そして、どこまでの早婚が健康を害さないかは実験によって確かめられるだろう。彼らのあいだに生まれた子供は、彼らがそうであったように勤労院において養育され、徒弟として年期契約を結ぶことになる(PL II 653-4)。徒弟は、その生産的労働によって利益を生むだけではなく、結婚によってさらに利益を生む次の世代を生産する。このようにして徒弟は労働力の永続的な源泉となるのである。

しかし、勤労院における徒弟は不幸ではない。彼らの境遇は、「幸福」という点で勤労院の外にいる同世代の子供のそれを上回る、とベンサムは主張する(PL II 526)。徒弟には「あらゆる種類の苦痛にたいするよりよい安全」(PL II 658)が保障されているからである。彼らには雇用が保障され、医療と看護が施され、適切な教育と運動があたえられる。私的家族において子供の世話は「愛情の一時的欠如によって緩められたり、無知と偏見、気まぐれによって誤って導かれたり」するのにたいして、勤労院においては子供の生活は「体系的かつ原理にもとづいて統制」されている(PL II 540)。そのうえ徒弟には「欠乏感」がなく、その結果としての「後悔や不満、嫉妬の感情にともなう苦痛」がない。生来の徒弟と半生来の徒弟は、現在あたえられているものよりも好ましい待遇を経験したことがないし、そもそも知らないからである(PL II 652)。未経験であること、無知であることが幸福の条件である。ベンサムは徒弟の安楽のために、つまりその幸福のために「満たされない欲望」を巧妙に除去する。「欲望は実現を挫かれるのではなく、もたないようにされるの

¹⁸⁾ 徒弟にたいする教育については、PL II 671-77のほか、G. Himmelfarb, "Bentham's Utopia," pp.103-7; Bahmuller, *The National Charity Company*, pp.175-186. を参照。

であり、障害は道徳的なものではなく物理的なものであり、恐怖ではなく無知である……。満たされない願望がなければ、むやみな不満もない。実現できないものについては無知であるほうがよい。さまざまな食事の味覚と多様さに慣れている者は「粗末で味気のない料理」を苦痛に思うだろうが、そもそも一種類のものしか知らなければ、たとえそれがどんなに味気ないものであったとしても、「もっとも贅沢な食事をとる者の喜び」になんら劣るところがない、とベンサムは言う (PL II 659.)¹⁹⁾。勤労院では、収容者の欲望までもが巧妙に管理されるのである。

III 胎生期の福祉国家

このように貧民の行動が厳格に規律化され、その欲望までもが巧妙に管理される勤労院を、ベンサムは「われわれのユートピア」(PL II 655, 470)とさえ呼ぶ。収容者、とりわけ徒弟にとってのさまざまな安楽をベンサムは列挙するが、そこには自由と呼べるものはほとんど存在しない。ベンサム自身、次のように明言する。「もし専制に類似したあらゆる状態からの安全が自由であるとすれば、これまで不運だった[困窮者という]人びとの集団の場合、自由がこれほどまでにほぼ完全なかたちで存在したことはなかっただろう。……しかし自由は、その好ましい意味においては法に制約を受けない力を意味する。この意味では、正直に言わなければならないが、勤労院にはほとんど自由が存在しないばかりか、まったく存在しないことは明白である」(PL II 650-1)。たしかに、困窮者は欠乏と飢餓からの安全という意味での自由を手に入れる。しかし、通常考えられる意味でのいっさいの自由を失う。ベンサムの功利主義が功利のために自由を制限することは明らかである。

しかし、自由を奪われるのは勤労院に収容された人びとだけではない。全国慈善会社には、みずから勤労院に入ることを望んだ貧民だけではなく、勤労院に入ることが適当と認められる人びとを積極的に探し出し、収容する「強制的権限」(coercive power)があたえられる。「労働能力があろうとそうでなかろうと、明確にその者のものであると見なされる財産をもたず、あるいは正直で十分な生計の手段をもたないすべての個人を逮捕し、拘留し、雇用する権限」である (PL II 491)。はっきりした生計の手段をもたない成人、教育をうける見込みのない子供、破産者、未婚の母親、乞食、略奪者 (depredator)、不埒な徒弟。これらすべての人びとを探し出し、勤労院に強制的に収容する権限を行使することは会社の「義務」でさえある (PL II 492)。

なぜこのような「強制的権限」が必要なのか。それは第一に、乞食を根絶するためである。勤労院のシステムは、「物乞い」(mendacity)を根絶する「確実」で「唯一可能な」手段である。現行の救貧法のもとでは誰もが救済をうける資格をもち、被救恤民として怠惰のうちに公的支出によって養われている。しかしながら、「よく見られる乞食の生活状態は、少なくとも乞食自身の見立てでは、怠惰のうちに養われている被救恤民のそれよりも望ましい。もしそうでないとすれば、乞食は……被救恤民になるだろう」(PL II 568)。院外救済をうけるか乞食をするかのいずれかという選択肢があるかぎり、勤労院のシステムは完全には機能しない。したがって強制は「必要不可欠」である。乞食が通行人に施しをしつこくせがむことは、ある人には同情という苦痛をあたえ、またある人には嫌悪という苦痛をあたえる。しかも乞食は勤勉を打ち砕く。乞食は、「哀れな口調やかめ面によって得られるよりも少ない生計費を稼ぐために、あくせく働き苦勞している人をだまされやすい愚か者として扱う」ことによって、勤勉な人びとを「侮辱」しているからである (PL II 569-70)。

¹⁹⁾ J. Bentham, *The Principles of Morals and Legislation*, pp.52-3. 邦訳, 133頁。

強制的収容は、多くの乞食にとって苦痛であろう。しかし豊かで幸福な乞食よりも、能力や意思の欠如ゆえに悲惨な生活をおくっている乞食のほうがはるかに多いのだから、長い目でみれば大部分の乞食は幸福になる。勤労院に入ることによって乞食が得られる利益は永続的なものであり、それゆえ豊かで幸福な乞食の成功を邪魔することは「利益を獲得するために必要な犠牲」と考えることができる。このようにして強制的収容が「正当化」される。誰にでも公共の場所で物乞いをした者を逮捕し、警察官か近隣の勤労院に引き渡す権限があり、それにたいして報賞金が支払われる。拘留は勤労院の院長あるいは牧師によって決定され、治安判事による法的手続きをへることはない。治安判事の介入によって「煩雑さと遅滞」が生じ、「法の執行を揺るがすものになる」からである(PL II 570-1)。

乞食についてと同じことが、「常習的略奪者」についても言うことができる。むしろ乞食以上に常習的略奪者を強制的に収容する必要性は高い。物乞いという「危険ではない習慣」を根絶しておきながら、常習的略奪という「危険な習慣」を放置することは「悲しむべき矛盾」であるとベンサムは言う。「もっとも完全な確実性で、また侮辱の可能性なしに、略奪の習慣は正直な生計手段(正直な職業のみならず十分な財産が含まれる)が欠如していることに加えて、物乞いをしないことから生じていると推量される。というのは暮らしのためにほかの生計手段がないからである」。略奪の習慣が「法的手順によって証明」されれば、その人物は犯罪者として扱われ、処罰される。しかしみずからの「雇用を証明できない者」については、勤労院に強制的に収容されるべき者として扱うしかない(PL II 575-6)。

強制的収容の対象となるのは「常習的略奪者」だけではない。すでに刑期を終えた「前科者」と、裁判にかけられたが無罪を宣告された「容疑者」もまた含まれる。たしかに前科者と容疑者は実際に略奪行為をおこなわないかぎり処罰することは

できない。前科者はすでに処罰された者であるし、容疑者は処罰しえないと判断された者であるからである。しかし、勤労院への強制的収容は「処罰」ではないとベンサムは指摘する。それは「治療」(remedy)であって、治療の必要がない場合にはそれは適用されない。容疑者が本当に無実であり、善良な性格であることがわかれば治療は適用されないし、たとえ有罪であったとしても習慣的略奪者ではなく一時的な略奪者であることがわかれば収容期間は短縮されるだろう。

さらに同じ「強制的必要性」の論理が、これら「いかがわしい集団」(disreputable class)の「家族」にも適用される。乞食、前科者、容疑者、雇用を証明できない者の妻および子供は、彼ら自身が略奪者であると「推定」され、勤労院に強制的に収容される。彼らには「人身の自由」は適用されない。このような大規模な収容計画を実効的なものにするために、ベンサムは「名前、住居、職業に関する共通登録制度」を提案する。これに類することは、すでに「富裕かつ危険性のない」集団について課税目的のためにおこなわれている以上、なんら問題はない(PL II 577-8)。

したがって、勤労院のシステムはその内部においてだけ作用するものではない。このシステムは、困窮者だけでなく乞食、常習的略奪者、前科者、容疑者そしてその家族を社会から一掃する。社会に貧困は存在するが困窮は存在しないし、乞食も略奪も存在しなくなる。社会は、勤勉に働く必要がない富裕な人びとと、ひたすら勤勉に働く独立した労働者だけがいる、まったく汚れない場所となるだろう。そのような完全に浄化された社会を支えているのは、すべての困窮者と「いかがわしい集団」、その家族を吸収する勤労院である。社会と勤労院は、「隔離帯」(sequestration belt)とよばれる森をはさんだ二重のフェンスによって物理的に仕切られている(PL II 510)。隔離帯は勤労院を一般社会から隔絶するものであると同時に、一般社会を勤労院から隔絶するものでもある。しかし勤労院のシステムが組み込まれた社会は、

社会から「人口の屑」(refuse) (PL II 562) を排除し、規律によって再生し、社会に再配置する奇妙な「循環型社会」なのである²⁰⁾。

ベンサムの構想は、「国家のなかの国家」(a state within a state) をつくることであったと言うこともできるだろう²¹⁾。勤労院という「国家のなかの国家」においては、困窮者の生存が完全に保障されている。もしも、生活困窮者の最低限の生存を保障することを公的義務としていることが福祉国家の定義であるとするならば、ベンサムの「ユートピア」は自由市場経済のなかに巧妙に構築された「胎生期の福祉国家」であると言うことができるかもしれない。この胎生期の福祉国家は、労働倫理という単一のイデオロギーによって支配され、人びとの生活と行動が規律化され、厳格に管理されている全体主義的な労働国家でもある。そこでは監視の目がはりめぐらされ、人びとの行動が細部にわたるまで管理される。管理は「健康」や「快適」ばかりではなく、「勤勉」「道徳性」「規律」までに詳細に徹底的におこなわれ、さらには人びとの欲望にまでおよぶ。子供たちは「満たされない欲望」を抱くことがないように慎重に養育される。結婚することは認められるが、家庭生活は国家の支配のもとにおかれる。このようにして彼らは、勤労と儉約の精神を徹底的に教化された功利主義的主体へと成長する。彼らはやがて隔離帯という国境をこえて「外部の」国家へと巣立ってゆくだろう。そして、新しい功利主義的ユートピア社会の礎となってゆくだろう。ベンサムの「ユートピア」は、彼が理想とする功利主義的社会の「青写真」であり、「全体としての社会改良のための精緻なエンジン」であったと言うことができる。しかしそれは、処罰が治療と言い換えられ、労働が教育と言い換えられ、繁殖が結婚と言い換えられるオーウェル流の「ディストピア」で

ある。そしてベンサムは慈悲深いが権威主義的な「ビッグ・ブラザー」として君臨するのである²²⁾。

ベンサムの「ユートピア」の擁護論を展開することも不可能ではない。勤労院が収容者の自由を極端に制限する抑圧的なものであるとしても、生存の危機に瀕していた困窮者は自由のための最低限度の物理的条件を欠いていたのだから、彼らにとってはそもそも自由の価値は現実には存在していなかったのだと主張することもできるだろう。勤労院において失われる自由は純粹に名目的な自由であり、生存できることによる利益、教育や医療による利益がその損失をはるかに上回るとベンサムが考えていたことは明らかである。また、ベンサムの救貧パノプティコンはベンサムの功利主義的ユートピアの「青写真」として読まれるべきではなく、いくつかの特殊な社会問題に対応したものであって、社会そのものを再構成しようとしたものではないと主張することもできるだろう²³⁾。

あるいは、徒弟に強いられる労働が現代人の目でみれば嫌悪感を抱かせるようなものであるとしても、それは生存と安全を両立するうえで不可欠なものであったということもできるだろう。少なくとも徒弟でいるあいだは、子供たちは餓死の脅威から守られているからである。しかも、徒弟制度は彼らの勤勉で儉約的な性格を形成するだけでなく、彼らが自分自身の利益を追求するために必要な知識や技術をそなえさせるという意味で、会社の利益だけでなく徒弟自身の利益にもなったのである。それらの習慣や技能は、彼らが解放されたときには役立つはずであり、いつの日にか

20) 重森臣広「ベンサムの救貧事業論」252頁。

21) C. Bahmuller, *National Charity Company* pp.103, 110, 122-3.

22) J. R. Poynter, *Society and Pauperism*, pp.108-9, 135; Bahmuller, *National Charity Company*, p.110. 実際、ベンサムはみずから勤労院の経営にたずさわるつもりであり、そのために、Sub-Regulus of the Poor (貧者の国王代理) という官名も用意していた。G. Himmelfarb, "Bentham's Utopia," p.123.

23) P. Kelly, *Utilitarianism and Distributive Justice: Jeremy Bentham and the Civil Law* (Clarendon Press, 1990), p.117.

彼らは自分の生計を維持することができる独立した労働者になることができるという効果を見無視することはできないということもできるだろう²⁴⁾。

さらに勤労院は、当時のワークハウスに比べれば、貧民にとってははるかに安全で快適な場所であったと指摘することもできる。18世紀のワークハウスでは労働能力貧民、病人、高齢者、子供、素行不良者など、あらゆる要保護者が無差別に收容される「一般混合ワークハウス」であった。そこでは「貧民の健康や安楽の維持に有効な責任」が根本的に欠如しており、「労働条件は犯罪的搾取に等しいもの」であったことが指摘されている。劣悪で非人間的な処遇が横行し、とりわけ子供の死亡率はきわめて高かった。ワークハウスは「恐るべき抑圧機関」だったのである²⁵⁾。これにたいしてベンサムが構想する勤労院では、收容者はその性格によって分離されて收容され、清潔と平穏が保たれ、健康や安楽に十分な注意が払われ、労働には適切な賃金が支払われ、未成年者には教育も訓練の機会もあたえられる。実際ベンサムは、勤労院における15の「貧民の安楽」をあげている(PL II 637-643)。当時の公共的な救済機関の水準に比べて、ベンサムの勤労院がとりわけ苛酷であったとはかならずしも言えないし、むしろ十分な「人間性」が配慮されていたのだと主張することもできよう。

しかし、たとえこれらのことを認めるとしても、ベンサムの構想したユートピアは「品位」(decency) というものを決定的に欠いていると言わざるをえない。人びとの生存を保障しながらも、あるいは生存を保障するという大義のために、その制度が人びとに「屈辱」(humiliation) をあたえているからである。勤労院の收容者は恒常的な監視と規律のもとにおかれ、その生が完全に管

理されているために、みずからの生をコントロールする能力がまったく認められていない。言い換えれば、彼らの生活からは私的領域が(欲望さえも) すっかり奪われているのである。ある人から私的領域を剥奪することは、自分自身の生をコントロールする能力を奪うことであり、その人間性に屈辱を加えることである²⁶⁾。勤労院は、そこに暮らす人びとにたいして屈辱をあたえる制度にほかならない。そしてそのような屈辱をあたえる制度は、どのような弁護論を振りかざしたとしても、人間の尊厳を貶めるものなのであることは間違いないのである。

ベンサムの構想は実現されなかった。しかし、晩年の秘書を務めたエドウィン・チャドウィックの手によって、その基本的なアイデアは1834年の「改正救貧法」に活かされることになる²⁷⁾。改正救貧法の主要な柱となったのは、困窮者にたいする国家の救済責任の明確化、公的救済の一元的管理、劣等処遇の原則、そしてワークハウス・システムである。すべての救済はワークハウスをつうじてあたえられ、院外救済は認められない。ワークハウスにおける救済の条件でもっとも基本的なことは、「彼〔被救恤民〕の状態は、全体として最低階級の独立労働者の状態よりも、実質的にも外見的にも望ましいものであってはならない」という原則である²⁸⁾。この原則によって、救済をうける「法的権利」は「処罰をうける法的責任」と

²⁴⁾ M. Quinn, "The Fallacy of Non-Interference: The Poor Panopticon and Equality of Opportunity," *Journal of Bentham Studies*, vol.1 (1997), pp.11-23.

²⁵⁾ 梶原朗『イギリス社会保障の史的研究 I』(法律文化社, 1973年) 76頁。

²⁶⁾ A. Margalit, *The Decent Society* (Harvard U. P., 1996). 森達也・鈴木将頼・金田耕一訳『品位ある社会——〈正義の理論〉から〈尊重の物語〉へ』(風行社, 2017年)。

²⁷⁾ S. E. Finer, *The Life and Times of Sir Edwin Chadwick* (Methen & Co., 1952) p.70; A. Brundage, *England's "Prussian Minister": Edwin Chadwick and Politics of Government Growth, 1832-1854* (Pennsylvania State U. P., 1988). 廣重準四郎・藤井透訳『エドウィン・チャドウィック: 福祉国家の開拓者』(ナカニシヤ出版, 2002年) 44頁。

²⁸⁾ S. G. Checkland & E. O. A. Checkland ed., *The Poor Law Report of 1834*, (Pelican Classics, 1974), p.335.

変わらないものとされるようになる。勤労院が困窮者を積極的に受け入れて利益をあげることが目的としていたのにたいして、ワークハウスは救済を躊躇した人びとが仕事をもとめて競争の市場へと向かい、結果的に救済が抑制されることを期待するものであった²⁹⁾。やがて劣等処遇の概念は、「独特の無謬性（infallibility）の雰囲気」をまとうようになり、次第にその「仮説的な特性」を失って「より強固で教条的」なものになっていったのである³⁰⁾。

しかし、改正救貧法は貧困と困窮とを区別したうえで、困窮者にたいする救済を私的慈善に委ねるのではなく、公的な義務的救済制度によるものとした。その制度は「誰も欠乏によって非業の死をとげることはないという保障」を万人にあたえるものであり、それによって困窮者の「救済をうける権利」（right to relief）を確認するものであったとすることができる。たしかに、救済をうけるためにはみずから困窮を申告し、劣等処遇という条件のもとでワークハウスに拘束されることになる。その意味で、救済はスティグマをとまなう。しかし、困窮者の「救済をうける権利」を国家が保障し、一元的な救貧行政によって救済を普遍的に提供する制度を確立した点で、改正救貧法は現代の福祉国家成立に大きな役割を果たしたとも言えるのである³¹⁾。そして改正救貧法の思想的源泉としてのベンサムは、福祉国家の「最初の重要で体系的な擁護者」であったとすることができるのである³²⁾。

29) S. & B. Webb, *English Local Government*, vol.8, pp.61-4.

30) B. Rodgers, *The Battle against Poverty: Volume I From Pauperism to Human Rights* (Routledge & Kegan Paul, 1968) p.38. 美馬孝人訳『貧困との闘い——貧民法から福祉国家へ』（梓出版社、1986年）35-6頁。

31) 大沢真理『イギリス社会政策史——救貧法と福祉国家』（東京大学出版会、1986年）77-79頁。

32) C. Bahmueller, *The National Charity Company*, p.214.

参考文献

- Bentham, Jeremy, J. Bowring ed., *The Works of Jeremy Bentham*, (William Tait, 1843).
- , *Theory of Legislation, being Principes de Législation and Traités de Législation, civile et pénale*, translated and edited from the French of Etienne Dumont by C. M. Atkinson, vol.1, 2 (William S. Hein & Co., Inc. 2007). 長谷川正安訳『民事および刑事立法論』（勁草書房、1998年）。
- , M. Quinn ed., *The Collected Works of Jeremy Bentham: Writings on the Poor Laws*, vols.1, 2 (Clarendon Press, 2001, 2010)
- , P. Schofield, C. Pease-Watkins, and C. Blamires eds., *The Collected Works of Jeremy Bentham: Rights, Representation, and Reform*, (Clarendon Press, 2002).
- , *The Principles of Morals and Legislation* (Hafner Press, 1948). 山下重一訳「道徳および立法の諸原理序説」『世界の名著 49 ベンサム・J. S. ミル』（中央公論社、1979年）。
- Brundage, Anthony, *England's "Prussian Minister": Edwin Chadwick and Politics of Government Growth, 1832-1854* (Pennsylvania State U. P., 1988). 廣重準四郎・藤井透訳『エドウィン・チャドウィック：福祉国家の開拓者』（ナカニシヤ出版、2002年）。
- Checkland, S. G. & Checkland, E. O. A. ed., *The Poor Law Report of 1834*, (Pelican Classics, 1974).
- Eden, F. M., *The State of the Poor*, vol.1 (Frank Cass, 1966).
- Finer, S. E., *The Life and Times of Sir Edwin Chadwick* (Methen & Co., 1952).
- Foucault, Michel, *Surveiller et Punir* (Gallimard, 1975). 『監獄の誕生——監視と処罰』田村俣訳（新潮社、1977年）。
- Himmelfarb, Gertrude, "Bentham's Utopia: The National Charity Company," *The Journal of British Studies*, vol.10 (1970/71), 80-125.
- Kelly, Paul, *Utilitarianism and Distributive Justice: Jeremy Bentham and the Civil Law* (Clarendon Press, 1990).
- 小松佳代子「J. ベンサムの National Charity Company 構

- 想——功利・慈善・教育』『流通経済大学論集』第36巻3号(2002年).
- Margalit, Avishai, *The Decent Society* (Harvard U. P., 1996). 森達也・鈴木将頼・金田耕一訳『品位ある社会——<正義の理論>から<尊重の物語>へ』(風行社, 2017年).
- Poynter, J. R., *Society and Pauperism: English ideas on Poor Relief 1795-1834* (University of Toronto Press, 1969).
- 大沢真理『イギリス社会政策史——救貧法と福祉国家』(東京大学出版会, 1986年).
- Quinn, Michael, "The Fallacy of Non-Interference: The Poor Panopticon and Equality of Opportunity," *Journal of Bentham Studies*, vol.1 (1997).
- 榎原朗『イギリス社会保障の史的研究I』(法律文化社, 1973年).
- Rodgers, B., *The Battle against Poverty* (Routledge & Kegan Paul, 1969). 美馬孝人訳『貧困との闘い——貧民法から福祉国家へ』(粹出版社, 1986年).
- 重森臣広「ベンサムの救貧事業論——その営利化と規律主義をめぐって」『法学新報』第107巻第3, 4号(2000年), 221-254頁.
- 高野史郎「J. タウンゼンドの救貧法廃止論について」『明治学院論叢』第211号(1973年), 69-88頁.
- Townsend, Joseph A, *Dissertation on the Poor Laws* (Gale ECCO Print Edition, 2010).
- Webb, S.& B., *English Local Government*, vol.8 (Frank Cass, 1963).
- 吉尾清「F. M. イーデンの貧困観」『長崎県立大学論集』第28巻第2号, 89-128頁.